

育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の週休日

及び勤務時間の割振りの基準について

(平成 20 年 3 月 25 日例規第 77 号)

静岡県警察職員の勤務時間、休日、休暇等の管理に関する訓令（平成 7 年県本部訓令第 7 号）に基づき、育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることになった職員を含む。）。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（法第 18 条第 1 項の規定により採用された職員。以下同じ。）の週休日及び勤務時間の割振り（以下「勤務時間等の割振り」という。）の基準を次のとおり定め、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとしたので、適正に勤務時間等を管理し、業務の効率化に努められたい。

記

第 1 勤務制の指定

育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の勤務制は、「静岡県警察職員の勤務制の指定並びに特例勤務に従事する職員の週休日の指定及び勤務時間の割振りの基準について」（平成 7 年甲通達警第 17 号。以下「割振り通達」という。）第 1 を準用するものとする。

第 2 育児短時間勤務職員等の勤務時間等の割振り

1 育児短時間勤務職員等の勤務時間等の割振りの基準は、次に掲げる区分のとおりとする。

(1) 通常勤務者

勤務別	週休日	勤務時間
A	土曜日及び日曜日	月曜日から金曜日に 3 時間 55 分ずつ（計 19 時間 35 分）
B	土曜日及び日曜日	月曜日から金曜日に 4 時間 55 分ずつ（計 24 時間 35 分）
C	土曜日、日曜日及び月曜日から金曜日までのうちの 2 日	勤務日 3 日に 7 時間 45 分ずつ（計 23 時間 15 分）
D	土曜日、日曜日及び月曜日から金曜日までのうちの 2 日	勤務日 3 日のうちの 2 日を 7 時間 45 分ずつ、1 日を 3 時間 55 分（計 19 時間 25 分）

(2) 特例勤務者

勤務別	週休日	勤務時間
a	4 週間ごとの期間につき 8 日以上	左記の期間につき 1 週間当たり 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分
b	4 週間を超えない期間につき	左記の期間につき 1 週間当たり 19 時間 25

	1週間当たり1日以上	分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分
--	------------	----------------------------

- 2 前記1の(2)の基準による勤務時間等の割振りを行う場合、勤務日が引き続き12日を超えず、かつ、1回の勤務が16時間を超えないものとし、休日（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第10条に規定する「祝日法による休日」及び「年末年始の休日」をいう。）には、週休日を割り振らないものとし、業務遂行上の必要性により所属長が勤務を命ずる場合を除き、勤務免除を指定するものとする。
- 3 所属長は、前記1及び2の基準に従い勤務時間等の割振りを行う際には、勤務時間条例第6条及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年県人事委員会規則13—32）第4条の規定に基づき休憩時間を置かなければならない。
- 4 所属長は、職員から別に定めるとおり法第10条第1項に規定する育児短時間勤務の請求がなされた場合、前記1から3までの基準に適合した請求内容となるよう、当該職員と調整を図るものとする。

第3 任期付短時間勤務職員の勤務時間等の割振り

任期付短時間勤務職員の勤務時間等の割振りは、勤務時間条例に定める範囲内で、県本部警務課長と協議の上、所属長が別に定める。

第4 勤務時間等の割振りの明示

- 1 所属長は、第2及び第3による勤務時間等の割振りを行った場合、割振り通達様式第2号を準用し、毎月20日までに関係職員に明示するものとする。
- 2 勤務時間等の割振りに係る事務は、県本部にあっては所属の庶務（総務）係において、警察署にあっては警務課において行うものとする。この場合において、必要により、県本部にあっては所属の各係ごとに、警察署にあっては各課ごとに、その事務を区分し、分担することができる。
- 3 所属長は、勤務時間等の割振りの明示に係る事務を、次席等又は地域官等に専決処理させることができるものとする。

第5 勤務時間等の割振りに関する留意事項

育児短時間勤務職員等が、当該育児短時間勤務の期間の途中で勤務の形態又は勤務する日若しくは時間帯を変更する場合、割振り通達様式第3号を準用し、勤務時間等の割振りの変更を行うことができないので留意すること。この場合、別に定めるところにより、当該育児短時間勤務を取り消し、改めて育児短時間勤務の承認を請求するものとする。